

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ & A（5月13日時点）に係る、部活動に関する内容の抜粋について（参考）

問49 部活動の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。

○部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月24日の通知で示した事項※を着実に実施するとともに、以下の事項について、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等においても着実な取組を行うことが必要と考えます。

・一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。

・生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。

・部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。

・体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。

・活動時間や休養日については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準拠すること。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。

○なお、感染拡大防止等の観点から、臨時休業を行う学校においては、従前通り、部活動は自粛すべきものと考えます。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室（内2832）

※「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について」（令和2年3月24日 文部科学事務次官通知）抜粋

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00007.html

4. 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

問50 部活動の地方大会や対外試合、合宿等について。【更新】

○全国的なスポーツ・文化イベントについては、文部科学省としては、専門家会議の見解を踏まえ、3月20日及び5月4日の事務連絡において各種イベントの取扱いを示したところで、この趣旨を踏まえ、都道府県及び市町村の教育委員会においては、感染の拡大防止の観点から、部活動の地方大会の概要(競技種目、開催日程、開催場所、参加校数や人数など)を把握するとともに、地域の感染状況等を踏まえ、大会規模に応じ大会の主催者に対して、感染リスクへの対応が整わない場合は、引き続き慎重な対応が求められることを周知徹底するようお願いいたします。

○学校においては、地域の感染状況等を考慮した上で、各部活動の意義や目的に照らし、各種大会への参加の必要性を判断するようお願いいたします。仮に、大会に参加する場合は、学校として責任を持って、会場への移動時や宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒、教師等の感染防止対策を講じることが必要と考えます。

また、対外試合や校外での合宿等についても、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみでこれらの実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断するとともに、仮に実施する場合は、大会参加と同様に感染防止対策を講じることが必要と考えます。

(参考)

・各種スポーツイベントの開催に関する考え方について(令和2年3月20日時点)

https://www.mext.go.jp/content/20200320-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

・各種文化イベントの開催に関する考え方について(令和2年3月20日時点)

https://www.mext.go.jp/content/202000320-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

・5月4日に決定された「新型コロナウイルス等緊急事態宣言」の延長等について(令和2年5月4日時点)

https://www.mext.go.jp/content/20200507-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

担当:スポーツ庁政策課学校体育室(内3777)

文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室(内2832)

問79 学校の臨時休業中に分散登校を実施する場合の部活動の取扱いについて。【新規】

○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月4日変更)において、「地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく」と示されたことを踏まえ、部活動についても、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、分散登校の方法趣旨の範囲内で、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に実施することが考えられます。

○例えば、児童生徒を2つのグループに分けた上で、①午前または午後の時間帯に登校する方法により分散登校を実施する場合は、午後に登校するグループの生徒が授業終了後に、午前に登校するグループの生徒が授業開始前に、それぞれ部活動を実施することが考えられるとともに、②特定の曜日に登校する方法により分散登校を実施する場合は、それぞれのグループが登校する曜日に、部活動を実施することが考えられます。なお、分散登校の場合における部活動は、各部に所属する生徒全員が参加して行う活動ではないため、このことを前提とした指導内容や方法を工夫する必要があると考えます。(なお、①の

- 場合において、いわゆる朝練を奨励する趣旨ではありませんので、注意してください。)
- 部活動の活動時間についても、分散登校の方法や趣旨を踏まえたものとするべきであり、例えば、①のように午前又は午後といった限られた時間帯で分散登校を実施する場合の活動時間は、1時間未満の短時間とすることが適切と考えられます。また、②のように特定の曜日に分散登校を実施する場合であっても、地域の感染状況にもよりますが、感染及びその拡大のリスクを低減させるために、より短時間で効率的な活動とすることが望ましいと考えます。
 - 部活動の活動場所については、地域の感染状況にもよりますが、なるべく屋外で実施とすることが望ましいと考えます。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)を徹底するとともに、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用として下さい。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動・大声を出すような活動等は絶対に避けてください。
 - その際、緊急事態措置として、体育館等の使用制限等の要請等が行われる地域においては、必要に応じあらかじめ知事部局と協議を行い、その地域の感染状況や要請等の趣旨を踏まえて、部活動における学校の体育館等の利用は慎重に判断すべきと考えます。
 - 以上の取扱いを踏まえた上で、分散登校の際に部活動を実施する場合は、部活動の日時や実施内容をあらかじめ生徒や保護者に周知するとともに、生徒に対して絶対に参加を強制することがないように十分に留意してください。
 - また、部活動の実施に当たっては、部活動の実施内容や方法を工夫した上で、感染防止のための対応を行うなど、「I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」(令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知)及び本Q & Aにおいて示した内容に十分留意してください。
 - なお、学校の全部を休業とする場合は、従前通り、部活動は自粛すべきものと考えます。
 担当: スポーツ庁政策課学校体育室(内3777)
 文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室(内2832)

※「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について」(令和2年3月24日文部科学事務次官通知)抜粋

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00007.html

4. 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。